

第21回 赤平市農業委員会総会議事録

- 1 令和4年3月24日（木）第21回赤平市農業委員会を赤平市役所3階第2会議室において開催した。
- 2 本委員会に出席した委員は次のとおり
中村 英昭 浮田 直利 池松 洋一
元島 康裕 菅井 星秋 鈴木 要助
伊藤 修 中西 幸一 吉本 政史
河崎 寿朗 高橋 ノリ子
- 3 本委員会に欠席した委員は次のとおり
なし
- 4 本委員会に参加として出席した者は次のとおり
事務局長 柳町 隆之 係 長 相原 良治 主 事 野呂 道洋
- 5 本委員会の書記は次のとおり
係 長 相原 良治 主 事 野呂 道洋
- 6 本会議の案件は次のとおり
報告第28号 農用地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第133号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第134号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第135号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第136号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第137号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第138号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申出について
- 7 開会宣言並びに閉会宣言
開会宣言 午後4時00分
閉会宣言 午後5時10分

局長 定刻となりましたので、ただ今より 第21回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。
はじめに中村会長よりご挨拶をお願い致します。

会長

局長 本日の欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、
こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、こちらから指名いたします。
議事録署名委員を、10番鈴木委員、11番吉本委員両氏を指名しますが、異議ありませんか。

全員 異議なしの声あり

議長 異議なしということですので、10番鈴木委員、11番吉本委員両氏を指名致します。

議長 日程第2、報告第28号、農用地移動適正化あっせん委員会の結果についてですが、
2回公募をしましたが、応募者がおりませんでしたので、あっせん委員会を開催したとのことです。
経過及び今後の進め方等について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

議長 皆さんから何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 他に何かありますか。

議長 ないということなので、報告第28号は報告済とします。

議長 日程第3、報告第29号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第29号、農地法第3条の3第1項の規定による所有権変更の届出がありましたので報告致します。
この案件は、第1回農地パトロールで現地を確認しております。
権利を取得した者の住所・氏名は「市町番地氏」
権利を取得した日は、令和年月日です。
権利に係る土地の所在が、市町番他筆で、地目が、公簿・現況とも田が筆で
面積が㎡、公簿・現況とも畑が筆で面積が㎡で、
公簿が宅地の番は、現況がが㎡で、が㎡です。
前所有者の住所・氏名は、「市町番地氏」で
令和年月日に亡くなりました。
氏は、氏の配偶者であります。
氏から氏への所有権移転登記については、令和年月日に終了しております。
なお、図面は、議案第135号に添付しております。

議長 以上報告でしたが、この件について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、報告第29号は報告済とします。

議長 日程第4、報告第30号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第30号、農地法第3条の3第1項の規定による所有権変更の届出がありましたので報告致します。
この案件は、第2回農地パトロールで現地を確認しております。
権利を取得した者の住所・氏名は「市区条丁目番号氏」
権利を取得した日は、令和年月日です。
権利に係る土地の所在が、市町番で、地目が、公簿・現況ともで、
面積が㎡です。
前所有者の住所・氏名は、「市区丁目番号氏」で
令和年月日に亡くなりました。
氏は、氏の息子さんであります。
氏から氏への所有権移転登記については、令和年月日に終了しております。
図面については添付のとおりです。

議長 以上報告でしたが、この件について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、報告第30号は報告済とします。

議長 日程第5、議案第133号、日程第6号、議案第134号、日程第7、議案第135号についてですが、
議事参与の制限のある委員は退室をお願いします。

《委員退室》

事務局 日程第5、議案第133号について、事務局より説明をお願いします。
議案第133号、次のとおり、農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により
合意解約した旨の通知がありましたので、審議のうえ意見を求めます。
利用権の設定をしていた者の住所・氏名は、「市町番地氏」
利用権の設定を受けていた者の住所・氏名は、「市町番地氏」
利用権設定を設定していた土地の所在が、市町番他筆です。
合意解約日、土地の引渡日は、令和年月日です。
図面については、議案第135号に添付しております。

議長 議案第133号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第133号は決定してよろしいですか。
 全員 よろしいです。
 議長 それでは、議案第133号について決定いたします。

議長 日程第6、議案第134号について、事務局より説明をお願いします。
 事務局 議案第134号、次のとおり、農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので、審議のうえ意見を求めます。
 利用権の設定をしていた者の住所・氏名は、「市町番地氏」
 利用権の設定を受けていた者の住所・氏名は、「市町番地氏」
 利用権設定を設定していた土地の所在が、市町番他筆です。
 合意解約日、土地の引渡日は、令和年月日です。
 なお、図面については、議案第138号に添付しております。
 議長 議案第134号について何かありませんか。
 全員 「ありません。」との声あり
 議長 ないということなので、議案第134号は決定してよろしいですか。
 全員 よろしいです。
 議長 それでは、議案第134号について決定いたします。

議長 日程第7、議案第135号について、事務局より説明をお願いします。
 事務局 議案第135号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求めます。
 利用権の設定をする者の住所・氏名は、「市町番地氏」
 利用権の設定を受ける者の住所・氏名が、「市町番地氏」であります。
 利用権設定に係る土地の所在が、市町番他筆です。
 利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田・畑としてであります。
 利用権設定期間は、令和年月日から令和年月日までの力年です。
 賃借料は、反あたり円であります。
 この案件は賃貸借で、新規であります。
 別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。
 図面については添付のとおりです。
 議長 議案第135号について何かありませんか。
 全員 「ありません。」との声あり
 議長 それでは、議案第135号について決定いたします。
 委員の入室をお願いします。
 《委員入室》
 委員、議案第133号、議案第134号、議案第135号は決定されました。

議長 日程第8、議案第136号について、事務局より説明をお願いします。
 事務局 議案第136号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求めます。
 利用権の設定をする者の住所・氏名は、「市町丁目番号氏」
 利用権の設定を受ける者の住所・氏名が、「市区条丁目番地氏」であります。
 利用権設定に係る土地の所在は、市町番他筆です。
 利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田・畑としてであります。
 利用権設定期間は、令和年月日から令和年月日までの力年です。
 賃借料は、総額円であります。
 この案件は新規の賃貸借で、農地中間管理事業を活用した賃貸借となります。
 別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。
 図面については添付のとおりです。
 議長 議案第136号について何かありませんか。
 全員 「ありません。」との声あり
 議長 それでは、議案第136号について決定いたします。
 議長 日程第9、議案第137号についてですが、議事参与の制限のある委員は退室をお願いします。
 《委員退室》

事務局 事務局より説明をお願いします。
 議長 議案第137号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求めます。
 利用権の設定をする者の住所・氏名は、「市区条丁目番地氏」であります。
 利用権の設定を受ける者の住所・氏名が、「市町番地氏」
 利用権設定に係る土地の所在は、市町番他筆です。
 利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田・畑としてであります。
 利用権設定期間は、令和年月日から令和年月日までの力年です。
 賃借料は、総額円であります。
 この案件は新規の賃貸借で、農地中間管理事業を活用した賃貸借となります。
 別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。
 図面については添付のとおりです。
 議長 議案第137号について何かありませんか。
 高橋委員 この案件は、どのような仕組みですか。
 事務局 通常の賃貸借に、北海道農業公社が中間に入り、担い手の規模拡大等に寄与するものです。
 高橋委員 わかりました。

議 長 他に何かありませんか。

全 員 「ありません。」との声あり

議 長 それでは、議案第137号について決定いたします。

委員の入室をお願いします。

《 委員入室》

委員、議案第137号は決定されました。

議 長 日程第10、議案第138号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第138号、農用地移動適正化あっせん事業に係る申出がありましたので説明いたします。

あっせんを依頼した譲渡希望者の住所・氏名は、「市町番地氏」

農地の所在は、市町番他筆で、地目は公簿・現況ともで、面積は

㎡です。

なお、現地確認は、あっせんの申し出が、冬期間のため行えませんでした。

雪解け後に農地パトロール等の際、現地確認を行いますのでよろしくお願いします。

議 長 この件について、何かありませんか。

事務局 予定としては、議決後、明日25日にあっせん事業に係る申出について

ファックスにより譲受希望者を4月1日まで募ります。

あっせん委員会は、4月4日の週に予定しており、その前にファックスにより

あっせん委員さんへはご連絡したいと思います。

議 長 住吉地区のあっせんとなりますが、都合の悪い日がある委員さんはいらっしゃいますか。

中西委員 4月5日か6日が良いのですが如何ですか。

議 長 4月5日であっせんの手続きを進めてよろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、議案第138号については、決定といたします。

議 長 日程第11、その他について、事務局から何かありますか。

事務局 (事務局説明)

議 長 皆さんから何かありますか。

全 員 「ありません。」との声あり

議 長 本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、第21回赤平市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

10 鈴木 要助

11 吉本 政史